

平成30年度第1回松戸市指定管理者審査委員会議事録

1 日 時 平成30年8月10日（金）15時00分～16時27分

2 場 所 議会棟3階 第二委員会室

3 出席者 [審査委員]

八木澤 壯一 氏（東京電機大学名誉教授）

薄葉 博司 氏（松戸商工会議所）

角口 早苗 氏（地域福祉の代表）

千石 秀幸 部長（市職員）

伊藤 敏章 課長（市職員）

市毛 一己 課長（市職員）

[事務局]

健康福祉部 地域福祉課 正木補佐、白鳥主査、江刺家主査

4 次 第

開 会

松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員委嘱状交付式

議 事

- 1 松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会諮問について
- 2 松戸市北山会館事業概要について
- 3 松戸市北山会館指定管理者候補者募集要領について
- 4 松戸市北山会館指定管理者指定申請書様式について
- 5 松戸市北山会館指定管理者業務仕様書について
- 6 指定管理者候補者応募団体について
- 7 松戸市北山会館指定管理者指定申請書（副本）について
- 8 財務分析による経営安定度評価（企業診断士による診断結果）
- 9 審査シート（案）について

閉 会

5 配布資料

- ・次 第
- ・委員名簿
- ・確 認 書
- ・審査委員会スケジュール
- ・諮問書（写）（議事1）
- ・松戸市北山会館概要（議事2）
- ・松戸市指定管理者募集要領（議事3）

- ・松戸市指定管理者指定申請書様式（議事 4）
- ・松戸市指定管理者業務仕様書（議事 5）
- ・指定管理者候補者応募団体（議事 6）
- ・指定管理者候補者指定申請書類（副本）（議事 7）
- ・財務分析による経営安定度評価（写）（議事 8）
- ・審査シート（案）（議事 9）

6 発言者（委員）

[外部] A委員、B委員、C委員

[内部] D委員、E委員

7 概要（議事等）

○ 開会

[事務局]

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。これより、「松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会」を開会いたします。

【配布資料の確認】

資料の過不足等ございましたら事務局までお声をかけてください。

なお、只今の資料のうち、確認書につきましては、当該審査における利害関係及び守秘義務についての確認でございます。内容をご確認の上、ご署名をお願いいたします。ご署名が終了しましたら、回収させていただきます。

【回収終了】

- ・松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員委嘱状交付式

【委嘱状交付終了】

- ・委員長及び副委員長の選任について

[事務局]

それでは「松戸市北山会館条例 18 条及び松戸市北山会館条例施行規則により、「北山市民会館指定管理者審査委員会」を開催いたします。これより先は、委員会の議事の進行上、互選により委員長、副委員長を選出し議事進行にあたることになっております。委員の皆様の中でご意見がございましたら、ご発言を御願いたします。

【委員の推薦により委員長は千石委員、副委員長は八木澤委員に決定】

[事務局]

ご承認をいただきましたのでこれより先は、健康福祉部長に委員長をお願いいたします。それでは委員長席へのご移動をお願いいたします。

千石委員長よろしくをお願いいたします。

[委員長]

僭越ではございますが、委員長を仰せつかり、議事の進行をいたします。

なお、本日の審査委員会は委員全員の出席が確認されておりますので、松戸市指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則の第8条第2項の規定につきましては、会議成立となります。

それでは皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。初めての方もいらっしゃると思いますので、自己紹介をお願いいたします。

【各委員より自己紹介】

○ 議 事

[委員長]

それでは議事に沿って進めさせていただきます。

まず議事の1番、本委員会に、市長より指定管理者の候補者の審査について、諮問が出されております。事務局から説明をお願いします。

[事務局]

【事務局より議事1 松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会諮問について説明】

[委員長]

ありがとうございます。

今後の審査により、期日の平成30年10月12日までに結論を答申する事となりますので、よろしくをお願いいたします。

本委員会の今後の予定ですが、お配りしました資料のうち、審査委員会スケジュールのとおりに進める予定でございます。日時、開催場所、内容につきましては、記載のとおりでございますので、ご確認の上、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の2から5につきまして、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

【事務局より 議事2 松戸市北山会館事業概要について ～
議事5 松戸市北山会館指定管理者業務仕様書について説明】

[委員長]

ありがとうございました。事務局より議事2から5に付きまして説明がありました。何かご質問はございますか。

[A委員]

火葬業務についてですが、主な部分は業者へ委託しているのですよね。指定管理になっている部分は、本当に施設の管理運営だけですから、火葬場にとって相当重要な部分が指定管理から抜けている。それでよいのですか。

[事務局]

委員のおっしゃる通り、指定管理者の業務としては施設の管理運営のみとなります。

斎場によっては、施設の管理運営と火葬業務を一緒にやっているところもありますが、松戸市では斎場で使用している火葬炉のメーカーへ、火葬炉と霊柩車の運転業務について委託しております。

火葬業務に対して他の業者が請け負うことにより、故障等トラブルの際に火葬炉メーカーでしか作っていない部品等があり、それを提供してもらうのに割高になってしまうそうです。代替品で火葬炉を維持できないので、火葬炉のメーカーと契約しております。

[A委員]

良い悪いというわけではなくて、現状として火葬炉の運転と火葬炉前の処理等を火葬炉メーカーに委託して、それ以外の施設管理だけを指定管理していく、ということで考えてよろしいですか。

[事務局]

おっしゃる通りです。委託については霊柩車の運転業務についてもお願いしています。

[A委員]

霊柩車も火葬炉メーカーに委託しているのですか。

[事務局]

霊柩車の稼働率は年々下がっているところですが、宮型の霊柩車を3台所有しております。その霊柩車の運転についても火葬炉とともに委託しております。

[A委員]

松戸はどうなのですか。宮型は人気があるのですか。

[事務局]

人気というよりも、今は大きな葬祭業者が多くなったため自分のところで霊柩車を所有している。昔は霊柩車を所有している葬祭業者が少なかったので松戸市の霊柩車を使わざるを得なかったのですが、今は稼働率が減少しています。

[A委員]

昔は公営で葬儀をやっているところが随分あった。長野県などは各自治体全部霊柩車を持っていた。それが今はほとんどやらなくなった。

[事務局]

ただ、まだ霊柩車を持っていないところもたくさんございます。

[A委員]

分かりました。

それと火葬炉のロストル式、あれは珍しいのではなくて昔、関東はほとんどロストル式だった。特に都内はほとんどロストル式をやっている。台車式が出てきたのは戦後のある時期からだんだん関西から入ってきて、それでみんな台車式になっていった。どちらがいいか、というのはまだよく分からない。なので別に悪い事でもなんでもない、効率はいいので。ただ、その運転の仕方が近場でみているとちょっと無理というか、消極的なことをやっている。これもうまくやればロストル式というのはすごく性能が、きつく言えばかなり性能が減りますから地震等があれば、やはりロストル式じゃないと駄目で、1日2回転くらいではどうしようもなくなりますので、指定管理の方は気が楽ですね。本体の火葬業務についてはほとんど直営でやっておりますので。

[委員長]

指定管理を最初にやったときから変わっていないのですよね。

[事務局]

はい、委託でございます。

[A委員]

それからこれは炉の方まで含めて指定管理にして違う面から入ってくると大変なのです。東京の中の火葬場もそれでやって失敗している、今苦しんでいるところもある。少ない火葬炉メーカーがものすごい競争をしていますから。

[委員長]

他になにかございますか。

【各委員 意見なし】

ありがとうございました。

それでは議事の6、7について事務局から説明してください。

[事務局]

【事務局より、議事6 指定管理者候補者応募団体についてについて説明】

[委員長]

ありがとうございました。議事6については応募団体をご覧の1団体ということで報告してくれました。

事務局から説明がありました指定申請書についてですが、より慎重な審査をしていただくために、今事務局から提案がありましたが、どうするか。要するに持って帰ったほうがいいのか、役所に置いておいて、確認をしにきていただいと方がいいのか。非常に守秘義務がある話ですので、その辺については確認をしていきたいと思っております。いかがでしょうか。

[B委員]

一週間後までに何度か来て閲覧させていただくというのは難しいので、厳重に管理するということが前提になるとは思いますが、持って帰らせていただきたいと思います。でないと、これだけの量ですのでちゃんと読めませんよね。

[委員長]

B委員からファイルの持ち帰りについてのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

[C委員]

個別にヒアリング（プレゼンテーション）がありますよね。そのときにはその業者の方はこの中身を説明するのですか。

[事務局]

こちらのファイルがご提案の内容となっておりますので、ファイルの中身についてのプレゼンテーションを行うことになっております。

[A委員]

そうなるとうまく勉強してこれを見ていかないといけないですね。

[委員長]

よろしいですか。それでは皆様方の厳正な管理のもと、こちらのファイルはお持ち帰りということに致します。取扱いについてはよろしく願いいたします。

[A委員]

それを読むことを前提といたしまして、施設が40年も経ってそろそろ改築の計画が出ていると思うのですが、その辺はどんな感じでしょうか。すぐ改築するのであればあまり手を入れても仕方がない、とか。

[事務局]

平成26年くらいまでは改築、建て替えありきで話が進んでおりました。建て替えについて試算したところ、80億から100億かかる結果となりとてもそんなお金は出せない、ということになりました。

[A委員]

本当はそれもおかしいのです。火葬場だけが国の補助金がない、あれが一番酷い。日本の明治維新の方針で「人間が死んだ後の始末は自分勝手にやれ」という。だからお墓、墓地に関しても補助金はない。本当にちゃんとやるのであれば国が補助を出せば100億でも十分できるはずなのです。一番遅れて、各自治体が苦しんでいる。PFIをやったりいろんなことをして資金調達をやっています。本当はそっちのほうを考えてもらって当然施設改善をするのが当たり前のはずです。

[事務局]

松戸市といたしましては計画的に火葬炉を改修しております。火葬炉の改修が終了次第、建物自体を計画的に修繕をしていかなければなら

ない、という話になっております。

ただ、古いですが中が綺麗に保たれていますので、「古い」という話がありますが「汚い」という話はありませんので、そこは我慢していただきたいところです。

[委員長]

よろしいですか。

[D委員]

応募団体についての質問よろしいでしょうか。

2社応募があつて1社降りましたよね。降りた理由とか原因は聞いているのですか。

[事務局]

お断りの連絡等も無く、締切日までに応募がなかったものですから、全く接触はできませんでした。こちらから連絡をするわけにもいきませんので。

[D委員]

それは仕方ないですね。わかりました。

【各委員 意見なし】

[委員長]

それでは議事7の松戸市北山会館指定管理者指定申請書（副本）について、こちらのファイルについても事務局より説明をお願いします。

[事務局]

【事務局より、議事7 松戸市北山会館指定管理者指定申請書（副本）について説明】

[委員長]

ありがとうございました。議事7について事務局より説明いただきましたが、何かございますか。よろしいですか。

【各委員 意見なし】

続きまして、議事8、企業診断士による財務分析をしておりますので、診

断結果について事務局から説明してください。

[事務局]

【事務局より、議事8 財務分析による経営安定度評価
(企業診断士による診断結果) について説明】

[委員長]

ただいま、企業の経営、及び安定度に関しての診断結果でしたが、委員の皆様からご意見ありましたら、お願いします。

[E委員]

一点、私からよろしいですか。こちら⑤の長期債務償還年数が0ということとは簡単に言うとどういうことですか。

[事務局]

長期債務償還年数が0ということなので、企業の長期の借入れや、社債等については何も無いということになります。

[E委員]

企業の有利子負債、要するに借入金等が無いから、償還する年数も0年だ
ってことですね。わかりました。ありがとうございます。

[委員長]

他にございますか。無ければ次に議事9、審査シート・審査基準について事務局より説明をお願いします。

[事務局]

【事務局より、議事9 審査シート(案) について説明】

[委員長]

審査シート・審査基準の説明がありましたが、ご質問等ございますか。

[E委員]

160点満点中60%の96点、これが合格、ということによろしいですよ
ね。

[事務局]

はい。委員の皆様、シート内の構成や、細目・配点等について、それでよ

ろしいでしょうか。

[D委員]

他施設の指定管理についても概ねこの60%でやっていると聞き及んでおります。それと合わせてもいいのではと考えております。

よって、この事務局案でいいのではないかと思います。

[委員長]

ほかにご意見ございますか。

[C委員]

今まで松戸市でこの評価基準によって不合格になったところはあるのですか。

[事務局]

過去に下回ったというところは、ないと思います。

[C委員]

大体こういった評価というものは細分化するとほとんど同じですよ。

[事務局]

あまり大雑把なだけではなく、いろんな細かいところもみています。という評価をしていただきたいと考えております。

[A委員]

あまり細かく見すぎると差がぜんぜん出てこない。私もこういった審査に何回か出ていますがPFIの審査もずいぶんやっていますが、細かければ細かくするだけ評価に差が出ない。特にPFIの場合は最後にお金で勝負になりますから、お金で決まっちゃうということになる。審査員の人たちがおかしいのではないかと言いだまされてね。

なんとなく説明はし易いのですが本当の評価というところでは怪しい感じがします。もっと審査委員会を作り、審査委員会の意見で評価できるような仕組みの方がいいと思います。

[委員長]

今回は事務局から口頭で説明がありましたとおり、説明会には2社が来ています。実際に応募したのはそれを聞いて内容を精査した中から出てきたところが1社となっております。その1社が適正なものかどうか公平性を担保で

きているのか、そこを見ていただけるとありがたいと思います。

[A委員]

昔は4社くらいあって、今回は2社。減っていくところに理由はあるのですか。

[事務局]

これは一概には言えませんが、指定管理者を第一期から数回やっているところに勝つのは非常に厳しいです。慣れているところ、そこに任せておけば大丈夫、そこに打ち勝つには新たななにかを出さなければならない。

そういったことが大前提となると思います。そうすると、冒険をしてみたい、参入をしてみたい、というところがあったとしても難しいというところはあるかもしれません。

[A委員]

いま会議始まる前に事務局に少し聞いたのですが、今までずっと同じ業者が管理していますよね。それを指定管理者にして、確か部内で評価をしているはずですよね。本当に良かったのかどうか、その辺の結果を皆さんに、今度は1社ですから良いかどうか判断するとき、前はどうかだったかということが、そういった情報が欲しいと思います。多分アンケート等が置いてあると思います。苦情の中身とか。

[事務局]

それはご用意いたします。次回でもよろしいですか。
毎年評価委員会を開催しておりますのでご用意いたします。

[A委員]

その中から利用者アンケートみたいなものだけでいいですから。

[事務局]

資料については、ご用意することはできますが来週の第2回審査委員会の時でよろしいですか。

[A委員]

大丈夫です。

[事務局]

では、二回目の審査委員会で、施設利用者のアンケートによる苦情等の資

料を用意いたします。

[A委員]

その苦情は管理者が悪いのか、それとも市が設備を良くしないのが悪いのか、そういうこともありますから。

[事務局]

本当に今はいろいろなご意見がございます。全て市に瑕疵があるとは限りませんので。

[C委員]

そこまで客観的にみないといけませんよね。

[委員長]

では、その準備は次回までをお願いします。

[事務局]

次回までにご用意いたします。

[委員長]

本日第1回の審査委員会は、提出書類等の概略とさせていただきました。次回、第2回目の8月17日に関しましては、応募団体によるプレゼンテーションがございます。その際に、審査・評価を行う予定ですのでよろしくご願いたします。今ご提案いただいた資料も用意させていただきます。

[事務局]

それでは、「議事9 審査シート（案）」についてでございますが、審議の結果こちらでよろしいということで、説明をさせていただきます。

委員長ご案内のとおり、次回、2回目の審査委員会にて応募団体によるプレゼンテーションがございます。プレゼンテーション終了後、委員の皆様に関しましてはお手元の審査シートの各項目について3点満点で点数をつけていただくようになります。

これより委員の皆様が指定申請書を持ち帰り、読んでいただきますが、その際、この審査シート内の参照資料の枠がございます。各項目に関係しているページ数を記載しておりますので、参考にしていただければと思います。以上でございます。

[委員長]

今事務局から説明のとおり、確認するときに参照資料を見て確認をお願い

いたします。それでは、これを持ちまして、本日本日予定の議事は終了いたしましたので第1回目の審査委員会を終了いたします。事務局なにかございますか。

[事務局]

次回第2回審査委員会につきましては、平成30年8月17日（金）14時から17時、場所は中央保健福祉センターの地下1階会議室、こちらで先ほどご説明させていただきましたが、応募団体によるプレゼンテーション・質疑応答等、お時間を作っております。その中にご提出していただいた指定申請書の審査も含めて審査員の皆様にご審査いただくこととなりますので、よろしくお願いたします。

長時間にわたり委員の皆様大変お疲れ様でした。

これを持ちまして、第1回指定管理者候補者審査委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

平成30年度第2回松戸市指定管理者審査委員会議事録

1 日 時 平成30年8月17日（金） 14時00分～15時29分

2 場 所 中央保健福祉センター 地下1階 会議室

3 出席者 [審査委員]

八木澤 壯一 氏（東京電機大学名誉教授）

薄葉 博司 氏（松戸商工会議所）

角口 早苗 氏（地域福祉の代表）

千石 秀幸 部長（市職員）

伊藤 敏章 課長（市職員）

市毛 一己 課長（市職員）

[事務局]

健康福祉部 地域福祉課 正木補佐、白鳥主査、江刺家主査

4 次 第

議 事

1 審査シートについて

2 松戸市北山会館指定管理者候補者プレゼンテーション

3 質疑応答

4 審査シートによる評価

5 その他

閉 会

5 配布資料

・次 第

・審査シート

・松戸市北山会館概要差替分（北山市民会館 平面図：3～4ページ）

[参考資料]

・松戸市北山会館指定管理者評価委員会関係資料

・松戸市指定管理者候補者審査委員会スケジュール

6 発言者（委員）

[外部] A委員、C委員、D委員

[内部] B委員、E委員、F委員

7 概要（議事等）

○ 開 会

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。これより、「松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会」を開会いたします。

【配布資料の確認】

過不足等ございませんでしょうか。

（過不足なし）

それでは、これより議事に入ります。委員長、よろしくお願いします。

[委員長]

先週に引き続き、第二回目の指定管理者審査委員会になります。本日の審査委員会は委員全員の出席が確認されておりますので、松戸市指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則の第8条第2項の規定につきましては、会議成立となります。今回はプレゼンテーションを背景にして委員皆さんに評価点数をお付けいただきまして、次回、第三回審査委員会にて答申案をかためられればと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、お手元の次第に沿って、進めてまいります。

議事の1 審査シートについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局より 議事1 審査シートについて 説明】

[委員長]

前回の委員会で決定しました審査シート等について事務局から説明がありました。このことについて、委員の皆様からご質問等ありましたら、お願いします。

[A委員]

確認ですが、160点満点なのですね。これの1枚目と2枚目の69というところは全部足して69点ということですか。

【ここで事務局より 「審査シートの配点及び平準化について」 参考資料を配布】

[事務局]

平準化という点の計算方法について、今参考資料を配布させていただきました。ご覧の枠の中の得点の計算方法となっております。委員の皆様にはまずは3点満点の今回のこの表で得点をつけていただいて、それで委員の皆さんの数の平均点、得点率、そして最後の160点満点の計算によって各項目20点という数字が算出されるよ

うになっております。選定基準の各項目が8項目ございますので各項目20点の8項目で160点満点とそれが前回の基準点、最低基準点が60%の96点というところで、次回の第3回でお示しをしたいと思っておりますので、こちらの計算方法で平準化をいたします。御理解の程、お願いいたします。

[A委員]

分からないというのは、69というのは3点を(8)まで足すと69点になるのではないですか。どうしてそういう計算になるのですか。

[事務局]

委員の皆さんに採点していただくのは、細目に対しての点数になります。そこは最終的の合格基準の160満点の数字が直接関わるのではなく、委員の皆さんが出した数字を元にこちらの計算方法で、160点になるための選定基準の点数を計算し出すということでございます。

[B委員]

点数を平準化する計算方法については承知しているので補足を少し。3点をつけるとこれが20点になる。そういう仕組みになっていると思います。

[事務局]

委員の皆様が6人いますが、各項目に対して1点から3点をつける。それについて只今配布した「審査シートの配点及び平準化について」の参考資料の計算式を適用していきます。

6人の総点数をまず人数で割り平均を出します。平均を出した次に、今度この得点率というものを出します。平均点の合計。例えば、これは前回の審査シートなのですが、まず平均点をそれぞれ出していく。今度その平均点に対して得点率を出していく。得点率を出したらこの得点率に得点に向かうのに20点をかける。そういう作業がこの間に入ってくる。ですから3点ですと今おっしゃったように20点になり、合計160点になるのです。まず、平均点を出させていただいて、それから得点率を出して、最後に得点を出していく。そういう仕組みになっていて、その作業は事務局で行ってまいります。

[C委員]

システムで計算しているのですよね、組み込んでしまっているのですよね。

[D委員]

審査シートの選定基準はここに書いてあるとおり8個です。選定基準は委員に対して細目を採点しろ、というのは一番最後の8番目の選定基準は1つしかないのですよ

ね。ところが(3)は6、7、8、9、10と5つ細目がある。5つ細目があり委員につけてもらうけれどもいろいろなこの計算の仕方によって、ここで一番良い点数をつけても20点、ということですよ。仮に委員が全部3点をつけたとしたら20点になるということですよ。

[事務局]

その通りでございます。選定基準内の細目が1項目でも、5項目でも、すべての点数が3点だったら計算後は20点となります。

[A委員]

なんでこんなに難しくやるのか、と思いますが、意味は分かる。そこには別の理由があるのだと思うが、それはこの委員会でやることではないですね。

[C委員]

調査する項目が8項目あるが、8項目がみんな平等ではない。「(1) 事業計画の内容」の細目は3つ。「(3) 市民サービスの向上を目指すものであること」は細目が5つとなっている。

[委員長]

この「(3) 市民サービスの向上を目指すものであること」の細目5つを、全部3点つけると20点。そういうことですよ。

[事務局]

おっしゃる通りでございます。

[C委員]

そこまでは分からなかったが、前回我々はこのシートでいいと決めたのですから。

[A委員]

10月2日に行われる三回目の審査委員会では、平準化後の点数について教えてもらえるのですよね。

[事務局]

各点数については提示させていただきます。

[C委員]

自分がつけた点数については、次回修正できるのですか。

[D委員]

今日点数をつけるのは、最終版ではないのですか。

[事務局]

次回3回目で点数を修正することは出来ません。

[E委員]

今回は点数の修正はだめですよ。ここに書いてあるとおりに協議する、合格かどうかということ判断する。

[B委員]

そこで点数を変えるということは出来ない。もし最低基準点の96点未満であったとしても、この審査委員会で「良い」ということを判断する。それは可能ですよね。

[C委員]

点数が低いから高めにするという事は出来ない。それは事実を変えてしまう。

[E委員]

協議する、ということだから、まだ判断の余地はあると思います。

[A委員]

三回目の審査委員会についていろいろ心配をしていますが、理論的には質問できる余地がある。そういうことですよ。

[事務局]

はい。おっしゃる通りでございます。

[F委員]

いろいろ質問ありましたが、先ほどおっしゃっていた選定基準の各項目の『重み』については大事。業者自らのことだから。重いゆえに委員に判断される細目が多い、ということかな。

[C委員]

立場、ニュアンスによって重いところは点数がばらつきちゃって採用する項目も多くなる。ある意味で委員が言う軽いところはそんなに細かくきかなくとも大体皆同じようなものだろ、ということかなと。これが100パーセント全員で解釈しなくてはならない。

[A委員]

この審査シートについてのモデルみたいなものがあるのですか。

[事務局]

審査シートのモデルのようなものは、指定管理者制度のマニュアルにあります。施設によっての項目というのは各担当課で作成しております。

一応、指定管理者制度全体のマニュアルについても市で作成しております。

[E委員]

そこでまた質問なのですが、通常6項目がマニュアルで作ってあると聞いている。今回これは6項目ではなくて8項目に増えているように思う。この辺をもう少し、どうして8項目にしているのか、ということをお伺いしたいのですが。こういった理由からかな、と。思っています。

[事務局]

マニュアルと比較し、増えているところは(6)と(8)でございますが、(6)の『使用者及び入場者が安全に使用できるよう、施設の適切な管理を行うことができること』の細目に、『防災、防犯等に係る』や『火災、災害等』ことが書いてございます。この部分については、最近日本全国で災害が増えているというところで、それについての対応、考え方がしっかりしているか、ということをして1項目にして目立つようにした、というところでございます。

(8)の「自主事業への対応」というところですが、今回は1社となってしまいました。複数の業者から応募があった場合に、また新しいどういった自主事業を展開するか、どんな工夫があるかというところも改めて点数的に重要視する。そういった考えのもと、これも1つの項目として抜き出したような形にさせていただきました。

[E委員]

はい、ありがとうございます。

[委員長]

8項目というのは、今回は増やしたということですね。

[事務局]

はい。前はまた全然違うやり方をしたので。

今回は行政経営課に作っていただいたマニュアルを基にそれを参考として、通常は6項目だったものを今の理由で重点を置くようなつもりで1つ、2つ抜き出して、そこで提案をききたいなというところで、8項目としております。

[A委員]

その2項目少なかったときは、配点合計点は何点だったのですか。

[事務局]

配点合計点自体も、マニュアルと全く異なる作り方を前回はしてしまして、計算方法も全くちがう形でした。今回はこの委員会が始まる前に行政経営課が主体で、選定委員のマニュアルを作成する上でのワーキンググループがございまして、その検討委員会の中で新しいマニュアルを作る、というものがございましたので今回はそれに沿った形でやらしていただいております。

[A委員]

よく読んでみるとお金の話がある、安くするというのは提案があるかもしれないけれど。そういうことが起こったときに窓口がない。ただ経費を節減するための努力をどれくらいするか、そういうことしかない。普通こういうプロポーザルではある程度お金の話が出てくるのが普通なのですが、何で今回出ないのだろうとそれが不思議でした。これは(4)として「管理経費の縮減につながるものであること」で出てくるのだけれども「いくら」という金額がなにも書いていない。予算があったら予算を使います、というだけのもの。指定管理者の意味も何もない。

[C委員]

ですから審査の基本となるところの記載がない。この事業をいくらでやるのか、というものはないのでですか。

[事務局]

この事業をいくらでやるのかというものは、ブルーファイルの指定申請書内に『収支予算書』がございまして。その部分についてもこれから業者より説明していただけます。

本来ならば何社かいてその中で「安価だ」というものを比べるところもあると思います。

[A委員]

この評価基準は何社応募するか分からないうちに決まっているのですよね。

[事務局]

はい。『この業務をこの金額でお願いします。』というようなことは謳っていません。

[A委員]

修繕のところだけは「何十万以上かかるものは市、以下だったら業者さんがやる」

という内容は謳ってはいるのですが、この業務を「この金額でやってください」というものも言わないのですよね。

[事務局]

おっしゃる通りでございます。こちらからは言わないです。

[A委員]

役所の予算書などを見て、どのくらいの予算付いているのか、それくらいしか見られないのですか。

[事務局]

基本的に応募業者が現行の事業者がいくらでやっているのか、どのくらいの予算でやっているのかを知るのはやはり開示請求でしかありません。いくらでやっているか。それで開示請求やっていただければ当然開示しますので分かります。基本的にその指定管理は、例えば3社あり例えばA社は6千万、B社が7千万、C社の提案が8千万とします。当然経費的に見れば6千万が安いので6千万でいく、というところですが、B事業者がAの6千万を凌ぐような素晴らしい提案をする。うちはこういうことをやる、ということが6千万の事業所よりも委員の皆さんが「良い」と「任せてみたい」と思うのであればB事業者に選定してゆくようになる。B社が通ったとすると指定管理の予算額が7千万つくこととなりますので、そういう権限が審査委員会には与えられているということです。このことから必ずしも6千万の事業者が安いからその事業者に、というわけではない。ですからこういった審査シートのなかで各提案を聞いてもらって、必ずしも安い事業者ではなくて高い事業者であっても素晴らしい提案をするのであればその事業者にまかせてみよう、というのがこの審査委員会の趣旨だということです。今委員がおっしゃった「指定管理者に民間の力を」ということだとそれをどこにあるのか、というと中々それは難しいので、それは全体の配点の中で提案が素晴らしければ点数を高くつけていくというのがやり方なのかな、という気はします。ただ今回は1社ですので、コンペではないということになってきますが、通常の場合はそのようになる。

[A委員]

そういう権限が委員に与えられているけれど、委員がどう思うかは個々の自由ということですよね。

[事務局]

おっしゃる通りでございます。

[委員長]

各委員が思っている思いと、私が思っている思いは違うことも当然構わない。

[A委員]

この事業者、今回で言えば収入支出の関係で約6700万となっているけれども、B社が仮に応募していたと考えてそれが7千万だった、ということも起こり得る、ということですよ。

[事務局]

おっしゃる通りでございます。

[C委員]

そういう目安はもしかしたら役所に出して確認している業者はギリギリの数字を持って来るかもしれない、ということなのかな。それを推測するしかない、

[事務局]

現実、今回開示請求をした会社というのは、応募はしてこなかったのですが、もしかしたら開示請求をした結果、そのいろいろな数字が

[C委員]

それで安すぎるから応募をしなかった、ということだ。

[事務局]

そこまでは分かりませんが、開示請求をした上で辞退した、ということも考えられます。

当然今現況の決算報告書が別個であるかと思いますが、その決算報告書での収入支出が出てきますので、それとの対比の中で今回一社の応募に関しては経費の削減ができていますか、というところは前回の決算報告書と今回の提案の収支予定、その部分を比較していただいて、当然増えている、減っているが当然はっきりと、とは申し上げられません。判別ができる材料の一つとして出来るものかなというものがございますので今回このような項目を載せさせていただいた、というところでございます。

[F委員]

先ほど委員がおっしゃったように「うちの会社はこういう提案をする、だけどそれにはこれだけの経費がかかる」というようなことが、本当はあるといいのかな。「削減はこういうように企業努力します、だけれどもこういうことはやってみたい」ということが明確にわかると本当は良い。今回はたまたま1社だから仕方ないというところはあるのですが。そういうところですよ。

あと、参考というところで、出来れば次回、「今年度予算はいくらだった」というものを出してしまえばいいのではないかと。わざわざ確認させてもらうのではなくて。

[事務局]

予算というのは市からですか。

[F委員]

要するに過去の決算でもいいから金額を知らないでやれって、おかしい気がします。

[事務局]

その点につきましては、今実際に受けている業者と今回応募した業者が同じなので、前回と比較して「これだけ努力しています」という意見も出てくるかもしれませんが、「若干人件費が上がっています、見てください」と言ってくるかもしれません。ただ、知らない業者は先ほど言ったように開示請求をして「この金額でやっていくのか」というのは分かっているので、ある程度のお金の全体的な予算は分かっているかなと思います。

[F委員]

開示請求を一つ噛ませないと参加できないというのは、おかしくないですか。

[事務局]

そういうルールがあるかもしれません。あくまでも知る手段として行政から出すのがルール、開示請求によって行政が必要な情報を開示するといったもの、そういうフィルターを通さないといけないのかもしれません。

[C委員]

委託とは全然違うのですね。

[事務局]

おっしゃる通りでございます。許可できるということが絶対の違いです。入札ですと安いところからとっていきますが、そうではございませんので。

[A委員]

委託とは基本的に全体的に違いますね。

[事務局]

はい。委託だとどうしてもお金だけがメインになってしまいます。指定管理は全体的なサービス、市民へのサービスが出来ているか、経費が抑えられているか、この2

点が大きくなるようになりますので、そこを皆さんに判断していただきたいと考えております。

[E委員]

北山会館は今回1社だけで業種もかなり限られている気がしますが、やはり市民センターの管理ですとか、あのようなところは必ず5～6社集まってきてそこでプレゼンテーションをやらせてもらって私達が判断した、ということも何年かに1回やっておりますのでそれは今回の業種の特別さもあるかもしれませんね。

[B委員]

1社しか来なかったというところが少し残念ですね。

[委員長]

ありがとうございました。いろいろ質問が出て我々も勉強させ頂きました。

それでは次に、議事の2番、松戸市北山会館指定管理者候補者プレゼンテーションに入りたいと思います。それでは、プレゼンテーションの準備をお願いします。

それではこれより、松戸葬祭業協同組合様によるプレゼンテーションを行ないます。

(松戸葬祭業協同組合様) よろしくお願いいたします。

—松戸市北山会館指定管理者候補者プレゼンテーション—

[委員長]

ありがとうございました。只今、松戸葬祭業協同組合様のプレゼンテーションが終わりましたが、ここからは議事の3番、質疑応答に入ります。

只今の提案内容に対して、委員の皆さんから質問等ありましたらお願いいたします。

[E委員]

説明ありがとうございました。

9ページのところですが(ア)『当施設で対応できないイレギュラーなケースでも、組合員による迅速なサポートが可能です』とありますが、これはどのようなイレギュラーなケースがあるのでしょうか。

[松戸葬祭業協同組合]

事務所にいる職員は受け付け業務をメインとしてやっておりますので、どうしても葬儀に対しての色々な慣習等細かいことがありますと、どうしても葬儀の専門家、葬祭ディレクターの専門資格を持っている方が当然組合員の中にいますので、こういっ

た方に教えてもらったりしながら適切に対応したりするケースのことを言います。

組合自体が各葬儀社を経営しているかたがほとんどでございますので、どうしてもいろいろなキリスト教から神式であったり、宗教でもいろいろな儀式がありますので、どうしてもそういった専門家に相談・指導を受けながら対応している、というのが現状でございます。

[E 委員]

すみません、私が勘違いしました。松戸市斎場で対応できないケースなのかな、と思いましたが、分かりました。相談ができる、ということなのですね。

あと、36 ページ個人情報のことなのですが、これまでに個人情報についての問題等はありませんか。それに対するクレームというか。

[松戸葬祭業協同組合]

クレームというか、私どもは基本的に、市民課、支所から斎場の利用の予約の書類を送っていただくのですが、こちら側では使い終わったら鍵のかかるロッカーに保管、というようにやっています。こちらでも極力個人情報が非常に大事な時代ですので、その点につきましては注意して対応しているところでございます。

[A 委員]

5 ページですが、こちらに葬祭業協同組合の実情について、こちらに表があります。松戸葬祭業協同組合に松戸市の葬祭業者が全部入っているわけではありませんよね。

[松戸葬祭業協同組合]

こちらの表の通り、市内の業者10社が葬祭業者として加入しております。その下の関連業者というのは料理屋とか花屋とかそういう形です。

[A 委員]

市内に葬祭業者は何社ありますか。

[松戸葬祭業協同組合]

多分50社以上あると思います。

[A 委員]

いろいろな業者があると思いますが、おたくの10社というのはどういう10社なのか。

[松戸葬祭業協同組合]

個人経営になります。互助会とかそういう形式をとっているのではなくて、各個人で葬儀社を営んでいる、松戸市である程度古くからお世話になっている業者です。

[A委員]

その古くからやっている業者のうち10社というのはほとんどですか、それとも何割かですか。

[松戸葬祭業協同組合]

古くからやられていても、当組合に加盟されていないところもあります。

[A委員]

それはどのくらいですか。ようするに組合が松戸市においてどういう位置づけになっているかが知りたい。

[松戸葬祭業協同組合]

位置づけというのはとくにはございません。組合としても古くからやられている方に「組合にご参加いただけませんか」という話は機会があるごとにしてはおりますが、中々ご参加いただけない。

[A委員]

そうすると、組合に加入している葬儀社のなかで、直営の式場を持っていますよね。

[松戸葬祭業協同組合]

斎場の中にも式場はございますが、葬儀10社のうちの何社かは各葬儀社が式場を持っております。

[A委員]

4社ですよ。どこかに一覧表がありました。

[松戸葬祭業協同組合]

93ページをご覧頂くと役員名簿等がございますが92ページのうちの5社です。

[A委員]

そこは式場があり、北山会館にも大小二つの式場があります。そういうときの利用の仕方はどんな感じですか。式場を持っている葬儀屋はほとんど斎場の式場は使わないのですか。

[松戸葬祭業協同組合]

そんなことはございません。お客様のニーズに応じてやはり「北山会館の市の式場がいい」とお客様がおっしゃれば式場を持っている業者も順番に申し込みをします。

[A委員]

それは分かるのですが、現状はどうなのですか。どれくらいの割合で式場を持っている業者さんは使いますか。

[松戸葬祭業協同組合]

自社で式場をお持ちの会社は自社の方が多いとは思いますが。ただ、その場合もお客様のニーズに合わせて「どうしても北山会館の方でやりたい」とことであれば、お客様のニーズを尊重して行わないといけないというところです。

[A委員]

葬儀の申込については、受付は順番、申し込み順だと。

[松戸葬祭業協同組合]

もちろんこれは組合に関係なく、申し込み順で受け付けております。組合だから優先するということは一切ございません。

[A委員]

それから市民向けの葬祭講座を、これは「やっている」のですか、「やりたい」のですか、どちらですか。

[松戸葬祭業協同組合]

これから新たに企画するものでございます。よく窓口に来まして葬儀の関係を聞いてそのまま帰られるお客様もいらっしゃいますが、そういった方の要望に、少しでもお役に立てればと思い、来年度以降新たに企画して、例えば葬儀社も入ったりして、市民の要望に応える形で開催したらどうか、と考えております。

[A委員]

今、火葬場の利用の仕方が変わってきていますよね。葬儀をやらなくて火葬だけをやる、直葬といわれていますが、その辺のことはどのように講座で指導するのですか。

[松戸葬祭業協同組合]

具体的にはまだ決まっていますが、直葬の仕組みについて丁寧に説明できればと考えております。

[A委員]

現在行われている葬儀のうち、直葬の割合はどれくらいですか。

[松戸葬祭業協同組合]

正確に数字としては出してはいませんが1日2～3件はあります。よく霊柩車で来場し、うちの施設はお客様が最後の顔合わせの場所がないので、駐車場で顔を見て最後のお別れをしている方が結構いらっしゃいます。多い日、少ない日はございます。

[A委員]

それについて、講座ではどのように指導しようとお考えですか。

[松戸葬祭業協同組合]

それにつきましては、お客様が告別式をやるとどうしても費用がかかるとの選択でありますので、指導の対象にはならないかと思われます。

[A委員]

利用者の希望として墓前でやりたいです。というような簡単な葬儀については、どのような対応をしておりますか。

[松戸葬祭業協同組合]

一つは、当施設ご遺体を安置する「安置室」、冷蔵庫のお部屋の事ですが、そこで火葬のお時間に合わせて15分前後のお別れをする。ただ、そこでは宗教者等の読経などは問題がありますので、ご遠慮していただいております。簡単な葬儀ということで、最後のお別れをする場合は「安置室」で行うものもございます。あるいは先ほどもお話をさせていただきましたが駐車場で最後のお顔をみていただくなどのやり方もございます。

[A委員]

多分これから増えてくるはずですが。今までの火葬場はそういったことを想定していなかったけれども、最近の新しい火葬場は火葬炉前がだいぶ充実してきまして、そこで簡単な葬儀ができる施設が全国で出来てきています。

[松戸葬祭業協同組合]

ただ、当施設では既存のものがございますので、それを改造するとなるとかなりの予算が必要となるかと思えます。

[A委員]

それをどのように工夫していくか。考えていただければと思います。

[松戸葬祭業協同組合]

改造することにつきましては、松戸市の方と相談する以外方法がございません。

[A委員]

それから、研修についてですが、場内研修がほとんどですが、他の火葬場の動向みたいなものを従業員に研修されるというような考えはないですか。

[松戸葬祭業協同組合]

今のところ北山会館の正規職員は3名なので、その3名と組合員で他市の火葬場をみにいくことはいいと思います。それについては今後、検討させていただきます。

[E委員]

17ページのところで、今お話がありました「市民向けの講座」ということで、これは自主事業の方にはいって来るとおっしゃるので、そういったことはどんどんやっていただければと思いますので、よろしくおねがいいたします。その次のページの(オ) a 利用者ニーズの収集 の表の上から3つめ「葬祭業者との懇談会」が書かれているのですが、どこでやられていますか。

[松戸葬祭業協同組合]

私も施設内で、例えば友引の日などを想定しております。こちらから、業者さんへ守って欲しいことや、逆に業者さんからの要望を聴取するなどのやりとりができればと思っています。

言い換えれば、意見交換会みたいなものです。私たちが12年前に委託を受けたときに何回か意見交換会を開いた事があります。ただ、数年経って利用の流れが出来たときにそこからは開催されていないものですから、また原点に立ち返って、実施していこうと思い記載させていただきました。

[E委員]

繰り返し、人も変われば分からなくなってしまうこともあり、雰囲気委ねるかたちになるので、その辺はしっかりよろしくお願い致します。

[A委員]

41ページに収支予定がありますが、これはどんな感じでこれを。予算が決まっているからそれに合わせて作った感じですか。

[松戸葬祭業協同組合]

ある程度は29年度をベースにしている部分もあるかと思います。今施設が老朽化しているため修繕料が多くなっている部分もあります。実は次回の契約からこちらで負担する額も少し大きくなったりもするのですが、修繕料の部分が大きくなっているのが実情です。あと、光熱費が需用費のうち1千万円です。ですからどうしても冷暖房の管理とかそういったことについては特に注意してまいりたいと思っております。

そして、先ほどの説明では触れなかったのですが32ページに（オ）地球温暖化対策ですが下段に、電気水道の管理の問題とかグリーンカーテンという形で、資料では見難いのですが施設の入り口のところにグリーンカーテンを設置するなど、いくらかでも経費節減ができればと思っております。

[A委員]

人件費はどうですか。

[松戸葬祭業協同組合]

人件費につきましては、正規職員3名とあとはパート職員でやっておりますので、ほぼ横ばいに近いと思います。

[A委員]

これで良い感じなのですか。

[松戸葬祭業協同組合]

それは市の予算の問題もありますので、こちらからどうこう言う問題ではございませんので。多ければそれに越した事はありませんが、どうしても市の予算の部分がございますので。

[F委員]

私からも質問よろしいでしょうか。

葬祭業に精通していないと、おこなうことができない業務はありますか。もしあれあればどんなシステムにしていますか。

[松戸葬祭業協同組合]

葬儀について、単なる業務とは考えていない。ある程度の経験があれば業務としてできますが、私達指定業者の松戸市斎場としては、生涯最後の儀式、式場での儀式、火葬場、炉での故人様との最後のお別れの火葬という流れのところで、やはりそれは地域性とか宗教性の問題もありますので葬儀の全てがやはり故人様ご遺族様の満足のいくものでなければならぬと感じております。そのために、長年にわたり地元で密着した葬祭業者で葬儀全般にわたって多くの経験とノウハウを持っている私達葬祭業協同組合が一丸となって市民の皆様のお役に立てる、恩返しができる、そういうことを考えて指定管理に応募させていただいたというかたちです。

[F委員]

ありがとうございます。もう1点。いろんな品物を購入する事があるかと思いますが、市内業者から物品調達等するのか、それともそういうことは関係なく市外などで

やるのか。

[松戸葬祭業協同組合]

火葬場で取り扱っているネクタイや香典袋などは、一応私どもの賛助会員といいまして、葬儀業者が仕入れている業者さんがおります。それは市内の業者だけではなく、市外の賛助会員の業者から仕入れをさせていただいております。

[F 委員]

割合的にはどのくらいですか。

[松戸葬祭業協同組合]

市内の業者が多いですが、どうしても納骨容器など特殊のものとかは市外の業者に発注、作らせている状況でございます。

修繕とかの関係については、市内の電気屋さんから土木関係、雨漏り等におきましても、市内の業者をお願いしております。

購入しているもので特殊なもの、市内で買えないもの、壺とかそういったものは市外の業者さんをお願いしております。

[B 委員]

37ページの所の女性の登用のところで、最近厚労相の雇用の水増し等ありましたが、障害者の方の雇用というのは、例えばパートタイムの方含めてされている方はいますか。

[松戸葬祭業協同組合]

今は障害者はおりません。中々現実的には難しいと思われます。

基本的に臨時職員の方は、事務所内の勤務とさせていただいております。たとえば昨年については、3名ほど臨時職員を公募しておりますが、そういった中で応募があったり、ご紹介等があれば、それは事務所内の業務については対応可能だと思います。

[B 委員]

できたら、なるべく採用して欲しいと思います。

あともう1点。自主事業のところのバナー広告をやっておられると思いますが、これは現実的な数字なのでしょう。私が見た限り、絵に描いたもちという言い方は失礼になりますが、結構いい数字だと思ったのですが、現実的にはどうでしょうか。

[松戸葬祭業協同組合]

実際のところ収入面では厳しい、もう少し業者さんを増やしていきたいという気持ちはあります。実際、歳入は厳しいのが実態です。

[B委員]

最後に第三者評価のところですが、3 ページ目、評価結果のまとめのところですが、この指定管理者自己評価結果というのは松戸葬祭業協同組合さんが自分たちでということですよ。

[松戸葬祭業協同組合]

そうでございます。

[B委員]

その中のⅠ. 総則のなかの「5 人材育成」のところと、「Ⅲ. 運營業務及びサービスの質の向上の「13 利用者の苦情解決体制の構築」のところそれぞれ（自己評価結果が）Cとなっています。資料を見る限り私はB以上だと思うのですが、ご自分のところでC評価をしている理由とは何ですか。

[松戸葬祭業協同組合]

実際のところこれは29年の11月からやったかたちなのですが去年の9月くらいまでは職員の採用は実はなかった。去年の10月に臨時職員を初めて採用して、12月くらいに一人採用したくらいの感じだったので、実際のところ機会がなかった。新人職員の採用がほとんどない、しかも臨時職員の採用というところで十分な人材育成ができたかという、人がいないからやっていなかったというのが正直なところ。ただ、マニュアル等の体制はあるものですから専門機関の方ではそれを評価してくださったのかな、と思います。

[B委員]

こちらの資料を見させていただくと、今後もこの資料に沿ったかたちでやっていただければ私はB評価以上でもいいと思います。

[松戸葬祭業協同組合]

この評価でBが幾つ、Cが幾つあったら判断結果がどうなる。というものが2ページにありますが、それを見ると結構厳しくなってしまうというところで、どうしても自分を高く評価するのは難しい。

[E委員]

そもそもの話ですが14ページのところですが（ア）公平・平等な利用機会の提供のところですが、これはもともと市内の方先着順でやっているということですが、市内・市外で優劣のようなものをつけてしまっているのでしょうか。こんご市外利用者を一日3件程度にしてはどうか、ということなのですが、これについては。

[松戸葬祭業協同組合]

実際のところ平成29年度の実績を見ますと市外業者は11.5%ほど、そして一番利用率が高かった月、去年ですと11月なのですが、16.2%ほどというところなのですが、どうしても市外が集中して1日10件くらい市外という日もありましたので、実際に近隣市だと取手市の斎場で時間帯によっては市外はだめという限定枠もあるということなので、松戸市民が市外にいかなくて行かざるを得ない、あるいは1週間待ち、しかも火葬費用も、例えば松戸を例にしますと市民の方3千円、市外の方5万円ですから金銭面の負担も大きい事もありますから、そういうことを考えると。

[E委員]

そういうことは法的には問題ないということでしょうか。

[松戸葬祭業協同組合]

厳密にはこれから地域福祉課と相談させていただきたいところですが、一緒に検討するのは有りだと思います。

[E委員]

もしかしたら法的にも駄目ということもあるかもしれない、ということですよ。

[松戸葬祭業協同組合]

実際にもう少し高齢化が進むと、例えば友引の日は今火葬はしていませんが、友引の日に火葬したりとか、そういったところまで検討しなければいけないのかな、そういう時代もくるのかな、と思っているところでもあります。そういった意味も含めてお互い検討することも有りだと思います。

[E委員]

法律上というかそういった取り決めの中で市外の方は駄目、ということになってしまうのかどうか。

[松戸葬祭業協同組合]

近隣市の状況ですが柏市の斎場の火葬上限は一日21件なんです。あそこは、柏市、流山市、我孫子市、74万の人口に対して一日21件やっている。隣の市川市は48万人くらいの人口に対して15件くらいしか火葬できていない、なので結構こちらにしわ寄せが来るということが実際起きているので、やる・やらないは別として検討してもいいのではないかと。

[E委員]

法的にどうかなと思ったところで、それで大丈夫なら

[松戸葬祭業協同組合]

ただ、市民がそれだけ負担をこうむっているという現状は検討の材料としてあると思います。

[委員長]

他にございませんか。ないようでしたらこちらで質疑応答を終了させていただきたいと思います。松戸葬祭業協同組合様につきましては全ての審査委員会終了後、結果について通知をさせていただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。退席をお願いします。

—松戸市北山会館指定管理者候補者 退席—

それでは議事の4に移ります。本日お配りしております、審査シートに各委員、評価の記入をしていただきたいと思います。ある程度時間を15分くらいとりたいと思います。それではご記入をお願いいたします。

[事務局]

記入の前に1点、事務局より連絡があります。本日お手元に配布の参考資料としてお付けしております評価委員会資料についてですが、前回委員より、「利用者の方よりどのような評価がされているのか」等のご要望がございましたので、平成28年10月1日から平成29年9月30日分の施設利用者の声（利用者アンケート）についての資料を用意させていただきました。こちらも評価の際に読んでいただいて参考としていただければと思います。以上でございます。

[A委員]

このアンケートは施設に置いてあって任意で書いてもらうものですか。

[事務局]

はい、任意で書いていただくものでございます。

[E委員]

こういう声は大事です。ホームページも立ち上がってはいますが、実際にホームページを立ち上げて書くのかな、と思うところもあるので、施設に置いてあって直接書かれている方が現実味があるものだと思いますので、こういうものをもっと増やしてもらいたいです。具体的に何か壊れているということも書いてあって、施設側も気が付かないところですので、それで直して欲しいと言えるので。

—評価シート記入—

—すべての委員が提出終了—

ありがとうございました。

それでは議事の5番目、「その他」につきまして、事務局より何かありますか。

[事務局]

次回の開催スケジュールでございます。次回は10月2日の火曜日、午後2時から、松戸市役所の議会棟2階、第三委員会室にて行います。内容といたしましては、本日集計した審査結果をもとに、答申案について検討などを予定しておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

[委員長]

それでは、これを持ちまして、本日予定の議事は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

[司会]

以上をもちまして、第2回松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

平成30年度第3回松戸市指定管理者審査委員会議事録

1 日 時 平成30年10月2日（火）14時00分～14時21分

2 場 所 松戸市役所 議会棟2階 第三委員会室

3 出席者 [審査委員]

八木澤 壯一 氏（東京電機大学名誉教授）

薄葉 博司 氏（松戸商工会議所）

角口 早苗 氏（地域福祉の代表）

千石 秀幸 部長（市職員）

伊藤 敏章 課長（市職員）

市毛 一己 課長（市職員）

[事務局]

健康福祉部 地域福祉課 正木補佐、江刺家主査

4 次 第

議 事

1 審査シートによる評価結果について

2 答申（案）について

3 その他

閉 会

5 配布資料

・次 第

・審査シート総点表

・答申（案）

[参考資料]

・審査シート（案）

6 発言者（委員）

[内部] A委員

7 概 要（議事等）

○ 開 会

[司会]

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより「第三回松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会」を開会いたします。

まず、議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の次第
- ・ A3横のもので 「審査シート総点表」
- ・ A4タテの (案) と書いてございます「答申 (案)」

参考資料として、前回、各委員よりご記入いただいた「審査シートの写し」となります。

不足等ございましたら、事務局までお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、これまでの審査会の議事録につきまして、委員名は載せず、審査に直接かわらない部分を一部公開とさせていただきますのでご了承くださいませようお願いいたします。

それでは、これより先の進行につきましては、委員長をお願いいたします。

[委員長]

それでは、お手元の次第に沿って、進めさせていただきます。本日の審査委員会につきましては、委員の過半数以上が出席となっておりますので「松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第8条 第2項により成立していただきますことをご報告いたします。なお、今回で全3回の最終日となりますので宜しくお願い致します。

また、本日の審査の結果を持ちまして、市長に答申を致します。その後、松戸市議会の12月定例会に議案として審議を御願ひする予定です。

尚、審査委員会が終了した後につきましても、この委員会の内容の守秘義務を負っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事の1. 「審査基準による評価結果について」事務局より評価結果の公表をお願いいたします。

[事務局]

評価結果の公表に入ります前に、今回の指定管理者審査委員会に係る議事録は公文書として、松戸市情報公開条例に基づき、原則公開となります。公開することによる影響を総合的に勘案したうえ、個人情報保護の観点などから、その取扱いには慎重な対応が必要となります。

よって、今回の採点結果の公表については、自由な意見交換の確保やトラブル防止の観点から、各委員の個人が特定されないよう配慮する必要があります。そのため、委員名につきましてAからFのアルファベット表記とさせていただきましたのでご理解の程、お願いいたします。なお、各委員の皆様それぞれのアルファベット記号につきましては、本日の参考資料としてお配りしました委員の皆様それぞれの「審査シートの写し」の委員名の横に記されておりますので、ご確認いただければと思います。それでは事務局より、評価結果の公表をさせていただきます。

まずは、本日配付しております前回、委員の皆様にご記入いただきました審査シート(写)と、審査シート総点表を見比べていただき、アルファベット記号をつけ合わ

せて、ご自分のつけた点数に間違い等がないか、最終確認をお願いいたします。

お間違いないでしょうか。

(間違いなし)

[事務局]

よろしいでしょうか。それでは公表に入りたいと思いますので、審査シート総点表をご覧ください。

お1人あたり、160点が満点となっております。前回お示しさせていただきました計算方法により、算出いたしました集計の結果はそれぞれ、

A委員122.35点

B委員106.35点

C委員149.33点

D委員157.71点

E委員129.75点

F委員151.05点

で、ございました。

集計の結果、平均点は136.09点でございました。

また、委員の皆様それぞれの得点も、最低基準点の96点を上回っており、平均点も委員それぞれの得点も合格となる基準は全て満たしてございました。

以上、事務局からの説明を終わります。

[委員長]

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございますか。

(意見等なし)

[委員長]

それでは皆様に審査をいただきました結果、各委員の皆様の平均点としての136.09点と、委員の皆様のそれぞれの得点も最低基準点となる96点を上回っていることでありましたので、この結果をもって松戸葬祭業協同組合を指定候補者として指名いたしますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

[委員長]

ありがとうございました。それでは、審査委員会として、松戸市北山会館の指定管理者の候補者として「松戸葬祭業協同組合」を選考して、市長に答申をしたいと思えます。

それでは、ここで答申（案）の説明を事務局よりお願いします。

[事務局]

それでは、答申（案）の2枚目、「2 委員会の結論」の部分について、案文をもって本委員会の結論とさせて頂きたいと思えます。

以上でございます。

[委員長]

只今の事務局より「2 委員会の結論」について、説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

各委員

ありません

[委員長]

よろしいですか。

それでは、議事の2番「答申（案）」については、記載した形（修正した形）で答申書を作成いたします。

最後になりますが、議事の3番 「その他」ですが、事務局からお願いします。

[事務局]

事務局より今後の流れについて、ご説明させていただきます。

本日の審査委員会の答申をもちまして、松戸市議会12月定例会へ提案し、ご審議いただき、議会での議決を経た後、正式に次期指定管理者となります。期間といたしましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間となります。以上でございます。

[委員長]

ありがとうございます。只今の事務局の説明で、何か質問等はございますか。

[A委員]

これでもし12月の議会で、もし議会が通らなかった場合はどうなりますか。

[事務局]

再度こちらで選定の為の審査委員会を開くというのは物理的にかなり難しいこととなりますので、現況指定管理を受けている業者のところで1年間だけ指定管理を受けていただけるかどうか協議を経た後、1年延ばしましてその後再度審査委員会を改めて開催させて頂いて業者の選定を行う流れになると思われま

[A委員]

ありがとうございます。

[委員長]

前回の答申について議会の審議で質問やご意見があったと話を聞いております。今回この審議会では委員の皆様方からあったご質問があったこと等は丁寧にまとめておいて欲しいと思います。

[事務局]

はい、わかりました。

[委員長]

本日予定の議事に関しましては、これで終了いたします。これを持ちまして、第3回松戸市北山会館指定管理者候補者審査委員会を閉会といたします。

閉会にあたりまして、私から一言、ご挨拶を申し上げます。本委員会では委員の皆様のご協力により適切な審査・評価が出来たと思っております。この評価をもって、今後、市長へ答申し、議会へ議案としてご審議いただくこととなります。

改めまして、委員の皆様方にはお忙しい中、長時間審議にご協力を賜りまして、委員長としても厚く感謝を申し上げます。ありがとうございました。以上でございます。

[司会]

委員の皆様には、これまで三回にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。本日ですべて終了となります。お疲れ様でございました。